

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と目的

図書館法（昭和25年法律第118号）では、図書館は図書等の必要な資料を収集・整理・保存し、住民に提供して、その教養・調査研究・レクリエーション等に資することを目的とする施設と定義され（第2条）、地域の実情や住民の希望に沿い、学校教育を援助し、家庭教育の向上に資するよう留意して、サービスの実施に努めなければならないこととしています（第3条）。

市原市立中央図書館は、平成3年11月の開館以来、この図書館法の趣旨に沿い、多方面にわたる資料や情報を収集し提供していくため、電算システムの整備、配本システムの拡充、開館時間の拡大など、様々なサービスの向上に努めてきました。

しかしながら、開館から20年の間に図書館を取り巻く環境は大きく変わってきています。

高度情報化社会の進展や急速な技術革新、少子高齢化の進行などに伴い、社会情勢や制度は大きく変化し、個々の趣味・志向や価値観も多様化してきていることから、図書館について、新たな役割や施策の実施等が求められてきています。

文部科学省が平成18年4月に公表した「これからの図書館像」においては、住民の読書を支援するだけでなく、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実や地域の振興が、社会教育施設としての図書館の新たな役割として示されています。

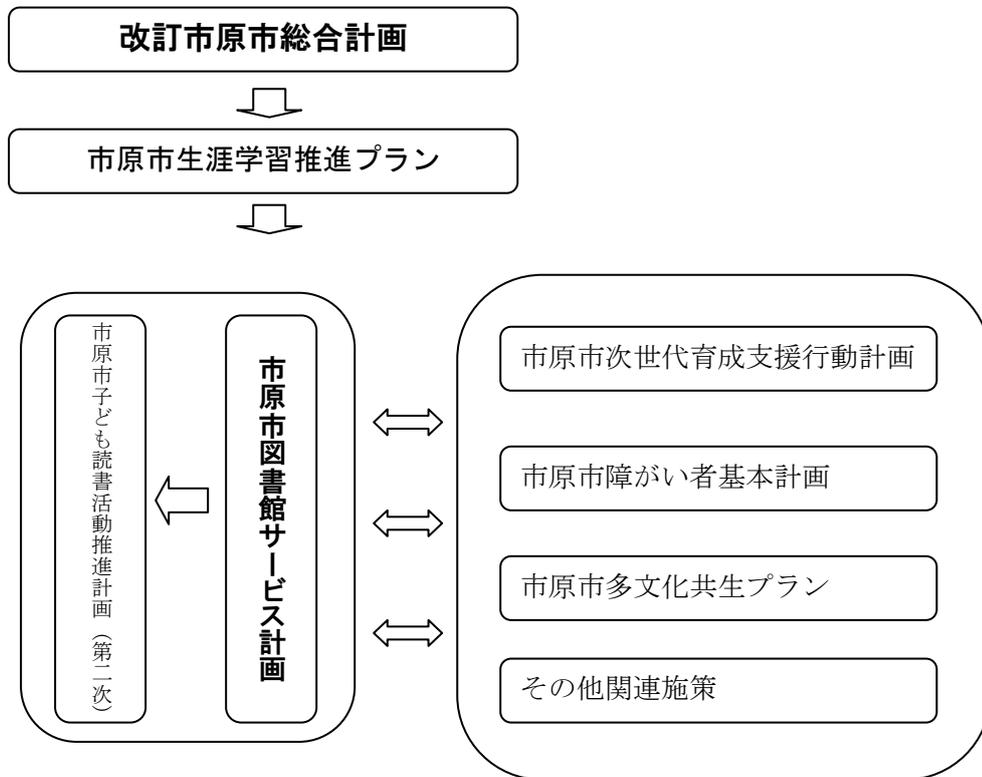
また、平成20年6月の図書館法改正では、新たに図書館運営の評価と改善、並びに運営状況に関する積極的な情報提供について規定しています。

このような中で、図書館が知識・情報の発信や学習の拠点として、市民の信頼や期待に応えていくためには、年齢や嗜好、生活条件などの違いによる千差万別な市民のニーズに的確に応えるとともに、必要な知識や情報を、より適切に入手できる環境を整えていくことが重要です。

そこで、従来の資料の貸出を中心とするサービスに加え、新たな役割や課題を整理し、目指すべき目標等を明確にして、今後の図書館サービス向上を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「市原市図書館サービス計画」を策定します。

2 計画の位置付け

「改訂市原市総合計画」並びに「市原市生涯学習推進プラン」を上位計画とし、他の関連計画との整合のもと、全市民を対象にした図書館サービスの向上を図る計画として策定します。



3 計画の期間

「改訂市原市総合計画」（計画期間：平成17年度～27年度）との整合を図るため、平成24年度から27年度までの4年間とします。